

6月4日付首相府告示(No.595/PMO) (一部を抜粋、ジェットロ訳)

4月21日付首相命令(No.15/PM)、4月26日付首相府告示(No.406/PMO)、5月5日付首相府告示(No.462/PMO)、5月20日付首相府告示(No.528/PMO)、新型コロナウイルス特別対策委員会ガイドラインの実施を6月19日24時まで延長する。

1. 継続措置

- バー、ガーデンレストラン、カラオケ店、娯楽施設、ビリヤード場、マッサージ店、理髪店、スパ、観光地、ゲーム店舗を閉鎖。
- すべての屋内スポーツ、接触スポーツを禁止(サッカー、ボクシングなど)。
- 首都のすべての教育機関を閉鎖。
- レッドゾーン内の工場・工房を閉鎖。ただし工場内に寮を有する場合、消費商品・医薬品・感染防止品・医療機器の製造工場は除く。閉鎖中は労働者の管理を行い、正しく・全ての福利厚生を行うこと。
- レッドゾーンもしくはイエローゾーンからの個人の出入りを禁止。ただし地方政府から許可された場合は除く。検問所を設け健康状態や書類をチェックし、記録すること。
- 1メートル以上の間合いを開けることができない場所での50人以上の集会・イベントの開催を禁止。
- あらゆるパーティー、祝宴の開催を禁止。
- 小型スーパー(ミニマート)、スーパーマーケット、市場、リスクのある場所におけるマスク着用など、感染予防策を強化すること。

2. 緩和措置

- ショッピングセンター、卸小売店、スーパーマーケット、小型スーパー(ミニマート)、生鮮市場、食品市場の営業を許可。
- 接触しない運動や野外スポーツを許可。ゴルフ競技も許可されるが、サービススタッフはワクチン接種を完了させ、事業主は予防措置の実施計画を策定し、特別委員会や地方政府へと申請し許可を得ること。
- レッドゾーン外の理髪店の営業を許可するが、密にならないこと。
- レッドゾーン外のレストラン、カフェの店内飲食を許可。1メートル以上の間合いを開けて席を作ること。ビールやアルコール類の提供は絶対に禁止される。
- 市中感染の無い県におけるあらゆる教育機関での授業を許可。
- レッドゾーン外の場所における会議の実施を許可するが、1メートル以上あけること。
- レッドゾーン外のカジノの許可。オーナーは予防計画を作成し許可を得ること。
- 国境を成す河川における漁労を許可(8時から18時まで)。各地の治安維持組織はルールを策定すること。
- 市中感染の無い県の出入境を許可。
- 市中感染の無い県間の陸上乗客輸送を許可し、隔離を不要とする。
- ワクチンの2回接種後1カ月以上が経過した者を対象に、首都と各県間の陸上・空路乗客輸送を許可する。
- 商品輸送ドライバーや補助員の県間の輸送を許可。県境での荷物の積み替え、新型コロナ陰性証明の提示、目的地の県での14日間の隔離は不要。